入札説明書
総合評価方式(特別簡易型)

本説明書は令和8年10月30日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年10月30日

境港管理組合港湾管理員会事務局長　岩下　久展

記

1　担当部局　　境港管理組合　総務課
〒684-0004　鳥取県境港市大正町215番地　電話0859-42-3705

2　入札に付する工事

工事名	宇井地区宇井物揚場(-4.0m)改良工事

3　総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

(1)総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

技術評価点＝標準点(100点)＋評価項目毎の加算点
評価値　　＝技術評価点÷入札価格

(2)総合評価方式のイメージ

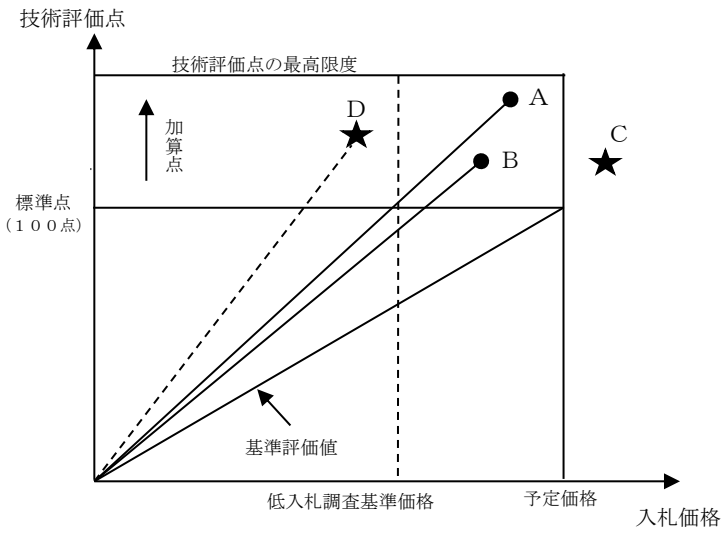

各社の評価値＝技術評価点／入札価格

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。
→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者としない。

4 評価項目及び評価基準

(1)企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度(完成及び引き渡しが完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

■評価基準

◆対象となる工事成績が２件以上の場合、表１により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が１件または無い場合、表２により加算点を算定する。

(表１)

評定点の平均点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点＝1.5点＋｛3.5×（評定点の平均点－73.0）／7｝	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第２位を四捨五入、加算点は小数第２位を切り捨て

(表２)

評定点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満70点以上	70点未満又は実績無し
加算点	4.5点	加算点＝（表１で計算した加算点）×0.9	0.9点	0点

※加算点は小数第２位を切り捨て

②企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率 20%以上)として施工した、電気防食工 35組以上の完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

■評価基準

◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点

◆対象となる施工実績が1回ある者は1点

◆対象となる施工実績がない者は0点

③企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

■評価基準

◆知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は２点

◆県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は１点

◆表彰がない者は０点

(2)配置予定技術者の評価

(注1)複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

(注2)配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

① 配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する1級土木施工管理技士の資格を評価する。

■評価基準

◆資格がある者は1点

◆資格がない者は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

完成年度	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者（監理技術者補佐を含む）、主任技術者、現場代理人または担当技術者（♣）として担当した、係留施設に関する工種の完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、係留施設工着手から完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。 なお、係留施設とは岸壁、物揚場、又は桟橋をいう。

担当技術者の評価

担当技術者としての施工経験については、上記同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

（♣）担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

■評価基準

◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点

◆対象となる施工経験が1回ある者は1点

◆対象となる施工経験がない者は0点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	主任（監理）技術者または現場代理人として受けた、優秀建設技術者表彰

■評価基準

◆優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、整備局長による優秀建設技術者表彰（工事）、または整備局部長・整備局事務所長による優秀建設技術者表彰（工事）がある者は2点

◆優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）がある者は1点

◆表彰がない者は0点

(3)地域貢献・その他

① 防災協定の締結実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との防災協定※を連続で締結した実績を評価する。(協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。)

※「風水害・(雪害・)地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

■評価基準

◆締結実績がある者は1点

◆締結実績がない者は0点

② ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■評価基準

◆両年度とも参加実績がある者は1点

◆上記でない者は0点

・ ボランティア活動は客観的に認められるもの(例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動)で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれも参加実績は、会社として年度間のべ人数が 10 名以上または従業員の半数(最低 3 名)以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

③ 島根県管理公共土木施設に関する維持管理業務または境港管理組合管理施設維持補修工事の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における、島根県管理公共土木施設に関する維持管理業務(発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。)または境港管理組合管理施設維持補修工事の契約実績(境港管理組合が認めた下請け業務も含む。)とし、それぞれの年度で1回の契約期間が6ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年6ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

◆両年度とも契約実績がある者は2点

◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点

◆契約実績がない者は0点

④ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のａ、ｂに掲げる項目を評価する。

ａ　障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

・法定雇用率を適用される者　…法定雇用障がい者数を超える雇用

・法定雇用率を適用されない者…１人以上の雇用

ｂ　育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

・こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。

認定状況を確認するため、「こっころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和７年10月１日施行、以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度　チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

◆ａ ｂすべて該当する者は２点

◆ａ ｂのうち１つ該当する者は１点

◆上記でない者は０点

(4)減点

① 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和**7**年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。（工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。）

■減点基準

◆70点の者は－5点

◆75点の者は0点

◆中間の者は按分で点数を算出

【減点　＝　5点　×（75－低入札工事の点数）÷（75－70）】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事（令和**7**年度から公告日前日）の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

A社の減点　＝　5点　×（75点－72点）÷（75点－70点）＝　3.0点

（小数第2位四捨五入）

② 島根県内下請及び島根県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

◆島根県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点

◆島根県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項（具体事例）」を定め、下記に掲載しているので参考にすること。

島根県ホームページ

トップ ＞ 環境・県土づくり ＞ 技術管理 ＞ 技術管理情報 ＞ 総合評価方式 ＞建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/